第**1457号** AFN-1457

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行 葵総合経営センターだより週刊版

2023年 3/20 (月)

『R5年度税制改正法人税(4) 研究開発税制の見直し・延長』

研究開発投資のインセンティブ強化に向けた見直しは、中小企業技術基盤強化税制においては次のように行われ、適用期限が3年延長される。【控除率】[増減試験研究費割合>12%]12%+(増減試験研究費割合−12%)×0.375 [増減試験研究費割合≤12%]12%(一律) 【控除上限】控除税額の上限に、当期の法人税額の10%を上乗せする。

また、試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の



上限の上乗せ特例の適用期限も3年延長される。一方で一般型と同様、 コロナ前と比較して売上の減少割合が2%以上等の場合における控除 税額の上限の上乗せ特例は、期限をもって廃止される。

特別試験研究費の額に係る税額控除制度は、次のように見直される。 1)対象となる特別試験研究費の額に、特別新事業開拓事業者との共同研究等に係る試験研究費の額を加え、その税額控除率を25%とする。また、一定の要件を満たす試験研究に係る新規高度研究業務従事者の額を加え、その税額控除率を20%とする。一方で、研究開発型ベンチャー企業との共同研究等に係る試験研究費は対象から除外される。特別研究機関等の範囲には、福島国際研究教育機構が加えられる。

『消費税インボイスの負担軽減策 動画と資料公表―日商・財務省』

日本商工会議所は、財務省の協力を得て令和5年度の税制改正で講じられる消費税インボイス制度の負担軽減策と電子帳簿等保存法における電子取引データ保存制度の緩和策等の2つについて、両制度の担当者が分かりやすく解説した動画とその説明資料を公表した。今回の動画は経営指導員向けに収録したものだが、中小・小規模事業者にも理解していただきたい内容であるとしている。消費税インボイス制度の負担軽減策について財務省主税局税制第二課課長補佐の佐々木辰実氏が担当。

佐々木氏は(1)小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置 (案)「2割特例」(2)一定規模以下の事業者に対する事務負担軽減 措置(案)「少額特例」(3)少額な返還インボイスの交付義務免除(案) (4)登録制度の見直し(案)と手続の柔軟化―について説明資料に 沿って解説している。(1)に関し免税事業者がインボイス発行事業者 を選択した場合の負担を軽減するため、納税額を売上税額の2割に 軽減する激変緩和措置を講じるとしている。この2割特例は5年10― 12月から8年(または年度)までの3年間(4回申告分)適用される。電 子帳簿保存法における電子取引データの保存制度緩和策等は同 省主税局税制第一課の田代浩課長補佐が担当している。



出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL: (052) 331-1768 FAX: (052) 332-5282

[Homepage] http://www.aoi-cms.com/ [e-mail] aoi@aoi-cms.com